

前橋市監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年2月4日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

内 監
令和4年1月24日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 横 山 勝 彦 様
前橋市教育委員会教育長 吉 川 真由美 様
前橋市選挙管理委員会委員長 栗 木 信 昌 様
前 橋 市 農 業 委 員 会 長 深 町 富 士 雄 様

前橋市監査委員 根 岸 隆 夫
同 長 岡 敏 夫
同 中 林 章
同 小曾根 英 明

行政監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

令和3年度

行政監査結果報告書

～歳入歳出外現金について～

前橋市監査委員

目 次

第1	監査の基準	1
第2	監査の種類	1
第3	監査のテーマ	1
第4	監査の目的	1
第5	監査の対象	1
第6	監査の期間	3
第7	監査の主な着眼点	3
第8	監査の実施内容	3
第9	監査の結果	3
1	歳入歳出外現金の調査対象部局別の所管状況について	3
2	歳入歳出外現金として取扱うことのできる根拠法令の有無について	4
3	歳入歳出外現金の管理状況について	4
4	現場実査について	7
5	保証金の概要と調査結果	8
6	保管金の概要と調査結果	12
第10	意見及び要望	22
1	個別的事項	22
2	総括	24

凡 例

- 1 文中、各表及びグラフ中の数値は、令和2年度の状況における調査票の回答結果に基づき作成した。
- 2 文中、各表及びグラフ中で用いる百分率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入した。
なお、構成比率(%)は、合計が100となるように一部調整した。
- 3 各表中の用法は、次のとおりである。
「—」 ……該当のないもの

行政監査結果報告書

第1 監査の基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査

第3 監査のテーマ

歳入歳出外現金について

第4 監査の目的

普通地方公共団体の所有に属しない現金である歳入歳出外現金は、債権の担保として徴するもののほか、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができず（地方自治法第235条の4第2項）、その出納及び保管は、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金である歳計現金の出納及び保管の例により行わなければならない（地方自治法施行令第168条の7第3項）とされている。

具体的な歳入歳出外現金としては、市営住宅敷金、入札保証金、給与等からの法定控除金などがある（前橋市財務規則（以下「財務規則」という。）第141条第1号）。その出納及び保管については、地方自治法施行令第168条の7第3項にのっとり、歳計現金同様、適正な事務処理が徹底されなければならないが、令和2年度に実施した定期監査において、歳入歳出外現金を管理している財務会計システムの残高と歳入歳出外現金を所管している所属（以下「所管所属」という。）で管理している専用システムとの残高が一致していないものが確認された。

このような状況を踏まえて、本監査では、本市における歳入歳出外現金の取扱い及び管理状況を確認し、今後の適正な事務に資することを目的として実施した。

第5 監査の対象

調査対象の歳入歳出外現金は、財務規則第141条第1号に規定する保管現金のうち、令和2年度中になされた受払（同年度中に受払はなかったが、同年度末時点において、残高があるものを含む。）のあるもの。ただし、必要があると認めるときは、他の年度に及ぶものも対象とした。

具体的な調査対象の歳入歳出外現金及び所属は、2ページ「表1 歳入歳出外現金調査対象の保管現金及び調査対象所属」のとおりである。

表 1 歳入歳出外現金調査対象の保管現金及び調査対象所属

No.	保証金	調査対象所属	調査対象所属数
1	市営住宅敷金	都市計画部建築住宅課	1
2	特別市営住宅敷金	都市計画部建築住宅課	1
3	差押物件公売入札保証金	財務部収納課	1
4	城東町立体駐車場店舗敷金	産業経済部にぎわい商業課	1
5	5番街立体駐車場店舗敷金	産業経済部にぎわい商業課	1
6	前橋プラザ元気21店舗敷金	産業経済部にぎわい商業課	1
7	契約保証金	総務部防災危機管理課、総務部契約監理課、未来創造部交通政策課、未来創造部情報政策課、財務部資産経営課、福祉部子育て施設課、環境部環境森林課、環境部ごみ減量課、産業経済部産業政策課、産業経済部公営事業課、都市計画部区画整理課、建設部公園管理事務所、教育委員会事務局総合教育プラザ	13
8	入札保証金	財務部資産経営課、都市計画部区画整理課	2
9	グリーンドーム前橋店舗敷金	産業経済部公営事業課	1
合計			22

No.	保管金	調査対象所属	調査対象所属数
1	所得税	会計室	1
2	県民税	会計室	1
3	住民税	総務部職員課	1
4	市町村職員共済組合費	総務部職員課	1
5	市町村職員共済組合貸付弁済金	総務部職員課	1
6	公立学校共済組合費	総務部職員課	1
7	社会保険料	総務部職員課、教育委員会事務局総務課	2
8	差押物件公売代金	財務部収納課	1
9	地方公務員災害補償金概算払負担金	総務部職員課	1
10	地方公務員災害補償金不足負担金	総務部職員課	1
11	雇用保険料	総務部職員課、教育委員会事務局総務課	2
12	市町村職員共済組合費追加分	総務部職員課	1
13	差押債権取立金	財務部収納課	1
14	差押債権取立金（保育料）	福祉部子育て施設課	1
15	差押債権取立金（介護保険料等）	福祉部介護保険課	1
16	差押債権取立金（後期高齢者医療保険料）	健康部国民健康保険課	1
17	差押債権取立金（生活保護徴収金）	福祉部社会福祉課	1
18	労災保険料	総務部職員課、教育委員会事務局総務課	2
19	財形貯蓄	総務部職員課	1
20	電子証明書発行手数料	市民部市民課	1
21	高等学校授業料就学支援金	教育委員会事務局学校教育課	1
22	個人型確定拠出年金掛金	総務部職員課	1
23	災害義援金	福祉部社会福祉課	1
合計			26

・歳入歳出外現金は、会計室が承認する財務会計システムの科目において「保証金」と「保管金」に区分される。

第6 監査の期間

令和3年5月10日から令和4年1月24日まで

第7 監査の主な着眼点

- ・歳入歳出外現金として取り扱うことに法令の根拠はあるか。
- ・歳入歳出外現金の保有額に誤りがないか。
- ・滞留している金額がないか。
- ・令和2年度末時点における残高において、内訳が不明なものはないか。
- ・受入れ、払出し、還付、振替は適正に行われているか。
- ・受入れ、払出し等の時期は適切か。
- ・法令に沿った事務処理がされているか。
- ・歳入歳出外現金に係る事務処理は適正か。

第8 監査の実施内容

所管所属に対して、調査票及び関係資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するとともに、現場実査を実施した。

第9 監査の結果

1 歳入歳出外現金の調査対象部局別の所管状況について

本監査の調査対象である歳入歳出外現金の部局別の保管状況は、表2のとおりであり、12部局で48件を所管している。また、歳入歳出外現金の内訳は、保証金が22件(45.8%)、保管金が26件(54.2%)となっている。

歳入歳出外現金の部局別の所管件数をみると、総務部の14件(29.1%)が最も多く、次いで産業経済部の6件(12.5%)となっている。また、歳入歳出外現金のうち、保証金のみの所管件数をみると、産業経済部の6件が最も多く、次いで都市計画部の4件となっており、保管金のみの所管件数は、総務部の12件が最も多く、次いで福祉部、教育委員会事務局のそれぞれ4件となっている。

表2 歳入歳出外現金の調査対象部局別の所管状況 (単位：件、%)

調査部局	所管状況	歳入歳出外現金の内訳		合計	左の構成比
		歳入歳出外現金の有無	保証金		
総務部	○	2	12	14	29.1
未来創造部	○	2	—	2	4.2
財務部	○	3	2	5	10.4
市民部	○	—	1	1	2.1
文化スポーツ観光部		—	—	—	—
福祉部	○	1	4	5	10.4
健康部	○	—	1	1	2.1
環境部	○	2	—	2	4.2
産業経済部	○	6	—	6	12.5
農政部		—	—	—	—
都市計画部	○	4	—	4	8.3
建設部	○	1	—	1	2.1
会計室	○	—	2	2	4.2
消防局		—	—	—	—
教育委員会事務局	○	1	4	5	10.4
各行政委員会等		—	—	—	—
合計		12	26	48	100
構成比		—	45.8	54.2	100

・歳入歳出外現金の内訳は、会計室が承認する財務会計システムの科目において、「保証金」と「保管金」に区分される。

2 歳入歳出外現金として取扱うことのできる根拠法令の有無について

根拠法令の有無については、表3のとおりである。

全ての歳入歳出外現金について、根拠法令に基づいて保管されていることが確認できた。

表3 根拠法令の有無 (単位：件、%)

区 分	有	無	合 計
件 数	48	0	48
構成比	100	0	100

3 歳入歳出外現金の管理状況について

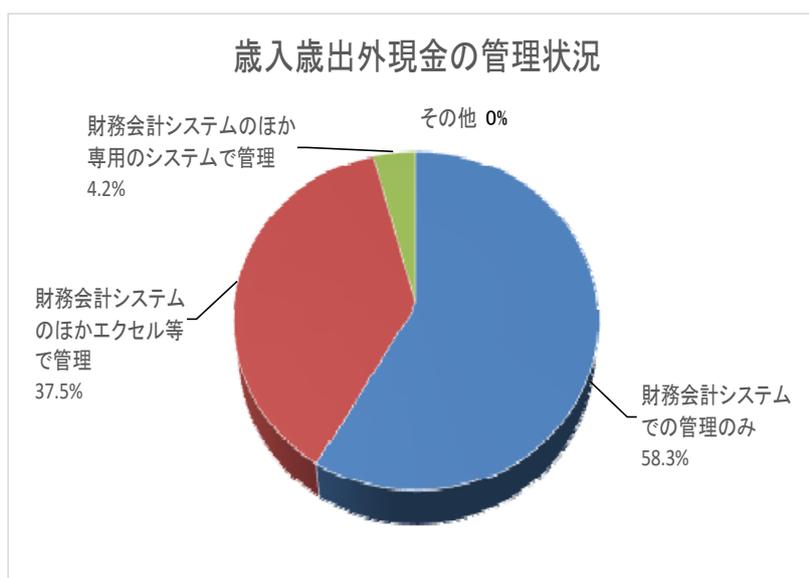
(1) 管理状況について

管理状況については、表4のとおりである。

「財務会計システムでの管理のみ」が28件(58.3%)で最も多く、次いで「財務会計システムのほかエクセル等で管理」が18件(37.5%)、「財務会計システムのほか専用のシステムで管理」が2件(4.2%)となっている。なお、「財務会計システムのほか専用のシステムで管理」の2件は、公営住宅総合管理システムで管理している市営住宅敷金、特別市営住宅敷金である。

表4 歳入歳出外現金の管理状況 (単位：件、%)

区 分	財務会計システムでの管理のみ	財務会計システムのほかエクセル等で管理	財務会計システムのほか専用のシステムで管理	その他	合 計
件 数	28	18	2	0	48
構成比	58.3	37.5	4.2	0	100



(2) 残高の突合による確認状況について

財務会計システムの残高と所管所属で管理している専用システム等との残高の突合

による確認状況については、表5のとおりであり、全ての所管所属で突合による確認を行っていることが確認できた。

なお、「財務会計システムでの管理のみ」の28件については、歳入歳出外現金の受入れから払出しまでが短期間であり、払出し後は残高が生じない等の理由により、残高の把握が比較的容易であるため、残高確認を行っていない所管所属が多かった。

表5 財務会計システムとの残高の突合による確認状況 (単位：件、%)

区 分	突合している	突合していない	合 計
件 数	20	0	20
構成比	100	0	100

(3) 残高突合による確認の頻度について

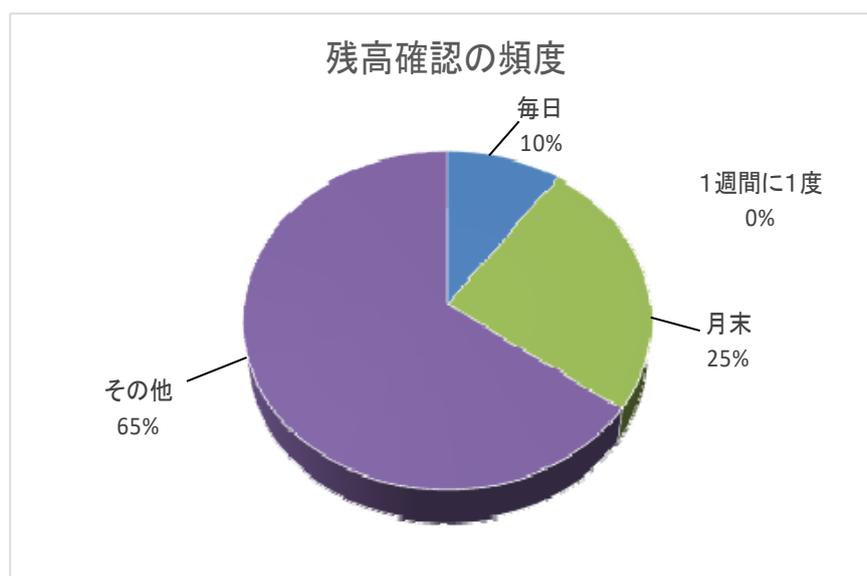
財務会計システムの残高と所管所属で管理している専用システム等との残高の突合による確認頻度については、表6のとおりである。

「その他」が13件(65%)で最も多く、次いで「月末に突合している」が5件(25%)、「毎日突合している」が2件(10%)となっている。なお、「その他」の内容としては「契約更新、入退居、賃料改定等のとき」、「払出命令書を作成したとき」などがある。

表6 残高確認の頻度

(単位：件、%)

区 分	毎日	1週間に1度	月末	その他	合 計
件 数	2	0	5	13	20
構成比	10	0	25	65	100



(4) 突合により確認した残高の所属長への報告状況について

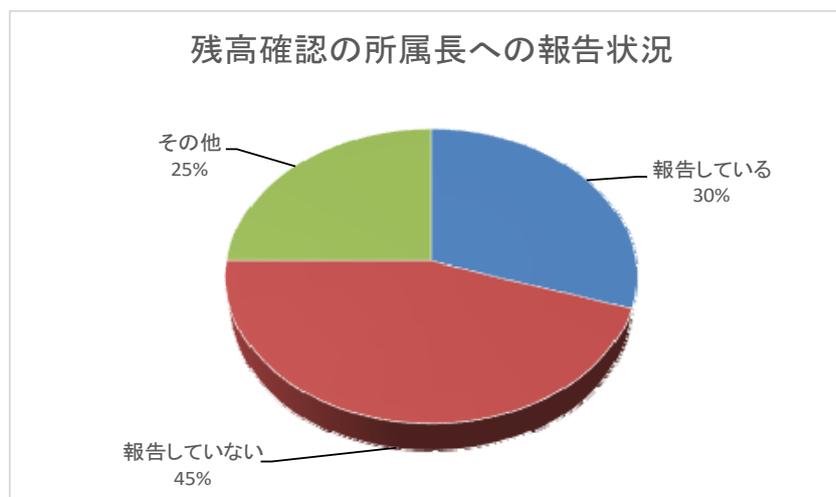
突合結果の所属長への報告状況については、表7のとおりである。

「報告している」が6件（30%）、「報告していない」が9件（45%）、「その他」が5件（25%）となっている。なお、「その他」の内容として、「敷金の預入れや還付を起案する際には、該当店舗の残高等を記載して所属長の決裁を受けている」などがある。

表7 残高確認の所属長への報告状況

（単位：件、%）

区 分	報告している	報告していない	その他	合 計
件 数	6	9	5	20
構成比	30	45	25	100



(5) 残高の差異の発生状況について

財務会計システムと所管所属で管理している専用システム等との残高の差異の発生状況については、表8のとおりである。

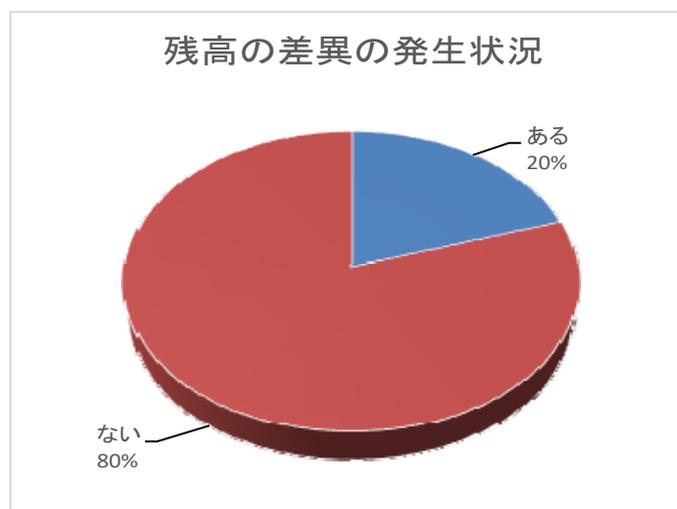
「ある」が4件（20%）、「ない」が16件（80%）となっている。

なお、「ある」と回答した4件については、本監査の調査票回答時点において、残高の差異が解消されている。差異の原因と解消方法としては、受入れ時に科目誤りがあったが、科目更正の処理を行ったものや、所管課で管理しているエクセルの受入額に入力誤りがあったが、残高を毎日確認しているため、当日中に気づきエクセルの受入額を修正したものなどがある。

表8 残高の差異の発生状況

（単位：件、%）

区 分	ある	ない	合 計
件 数	4	16	20
構成比	20	80	100



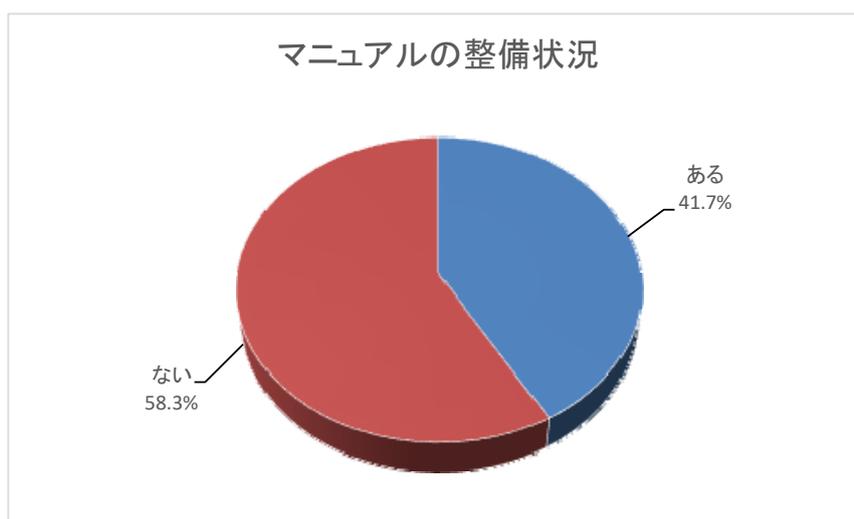
(6) マニュアルの整備状況について

歳入歳出外現金を管理するマニュアルの整備状況については、表9のとおりである。

「ある」が20件（41.7%）、「ない」が28件（58.3%）となっている。「ない」の理由としては、「整備する必要がない」、「1件のみのため」などがある。「ない」と回答した所管所属の今後のマニュアルの考え方については、「整備予定はなし」、「必要性は低い」と回答した所属が半数以上を占めた。

表9 マニュアルの整備状況 (単位：件、%)

区 分	ある	ない	合 計
件 数	20	28	48
構成比	41.7	58.3	100



4 現場実査について

歳入歳出外現金の管理状況について、事務局職員による現場実査を実施した。

実施方法は、歳入歳出外現金を財務会計システムのほか専用システム等で管理している

所属を抽出し、システムの管理状況、残高の確認方法、受入れ、払出しの際の事務処理の流れなどについて、担当職員に対して聴取り調査を行った。

その結果、概ね適正に管理されていたが、一部の所管所属において、納入通知書の発行が望ましいところ、納付書を発行していたもの、所属長への歳入歳出外現金の受払い状況の報告が1か月分のみ漏れていたものがあったので、いずれもその場で改善に向けての指導を行った。

具体的な調査結果については、「5 保証金の概要と調査結果」、「6 保管金の概要と調査結果」のとおりである。

5 保証金の概要と調査結果

令和3年3月31日時点の歳入歳出外現金のうち、財務会計システムの保証金の残高は453,897,634円であり、前年度の令和2年3月31日時点の残高450,172,178円と比較すると、3,725,456円の増加となっている。各保証金の概要と調査結果は次のとおりである。

(1) 市営住宅敷金

ア 根拠法令

公営住宅法第18条第1項

イ 概要

市営住宅入居者から入居時に家賃の3か月分を敷金として徴収し、入居者が部屋を明け渡す際に未納家賃等を控除した額を還付する。

ウ 所管所属

都市計画部建築住宅課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額	254,705,800円
(うち令和元年度からの繰越額)	(246,748,900円)
令和2年度中払出額	15,831,850円
令和3年度への繰越額	238,873,950円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(2) 特別市営住宅敷金

ア 根拠法令

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第13条

イ 概要

特別市営住宅入居者から入居時に家賃の3か月分を敷金として徴収し、入居者が部屋を明け渡す際に未納家賃等を控除した額を還付する。

ウ 所管所属

都市計画部建築住宅課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	7,609,053円 (7,264,953円)
令和2年度中払出額	371,700円
令和3年度への繰越額	7,237,353円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(3) 差押物件公売入札保証金

ア 根拠法令

地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第100条第1項

イ 概要

公売申込者の公売保証金を受け入れ、公売対象物件の売却決定後、買受人からの公売保証金を公売代金に充当する。買受人以外の公売申込者からの公売保証金があるときは、その者に返還する。

ウ 所管所属

財務部収納課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	617,000円 (0円)
令和2年度中払出額	527,000円
令和3年度への繰越額	90,000円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(4) 城東町立体駐車場店舗敷金

ア 根拠法令

民法第622条の2第1項

イ 概要

城東町立体駐車場店舗等賃借人から賃貸借契約書で規定した額を敷金として徴収し、賃借人が店舗を明け渡す際に未納賃料等を控除した額を還付する。

ウ 所管所属

産業経済部にぎわい商業課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	2,101,662円 (2,099,667円)
令和2年度中払出額	7,158円
令和3年度への繰越額	2,094,504円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていたが、残高確認について、契約更新、入退居等があった際には行っていたものの、年度末の確認を行っていなかった。

(5) 5番街立体駐車場店舗敷金

ア 根拠法令

民法第622条の2第1項

イ 概要

5番街立体駐車場店舗等賃借人から賃貸借契約書で規定した額を敷金として徴収し、賃借人が店舗を明け渡す際に未納賃料等を控除した額を還付する。

ウ 所管所属

産業経済部にぎわい商業課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	1,606,500 円 (1,603,290 円)
令和2年度中払出額	183,627 円
令和3年度への繰越額	1,422,873 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていたが、残高確認について、契約更新、入退居等があった際には行っていたものの、年度末の確認を行っていなかった。

(6) 前橋プラザ元気21店舗敷金

ア 根拠法令

民法第622条の2第1項

イ 概要

前橋プラザ元気21店舗等賃借人から賃貸借契約書で規定した額を敷金として徴収し、契約終了又は契約解除の際に還付する。

ウ 所管所属

産業経済部にぎわい商業課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	1,345,938 円 (1,337,886 円)
令和2年度中払出額	0 円
令和3年度への繰越額	1,345,938 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていたが、残高確認について、契約更新、入退居等があった際には行っていたものの、年度末の確認を行っていなかった。

(7) 契約保証金

ア 根拠法令

地方自治法施行令第167条の16第1項

イ 概要

本市が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント業務、物品の購入及び製造、清掃等役務の提供に係る業務、動産の賃貸借業務等の契約締結に当たり、契約の履行

の担保や、債務不履行の際の損害の補填を容易にするため、受注者から契約金額の10%以上の額を契約保証金として納付してもらい、受注者がその契約を履行した後、還付する。

また、一般競争入札による市有地及び保留地売払いにおける契約保証金については、確実な契約の履行を担保するため、落札者に契約保証金として落札額の10%以上の金額を納付してもらい、市有地代金及び保留地代金へ充当する。

このほか、不動産の賃貸借契約及び広告代理店契約に基づく契約保証金がある。

ウ 所管所属

総務部防災危機管理課、総務部契約監理課、未来創造部交通政策課、未来創造部情報政策課、財務部資産経営課、福祉部子育て施設課、環境部環境森林課、環境部ごみ減量課、産業経済部産業政策課、産業経済部公営事業課、都市計画部区画整理課、建設部公園管理事務所、教育委員会事務局総合教育プラザ

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	312,118,492 円 (182,937,482 円)
令和2年度中払出額	115,725,476 円
令和3年度への繰越額	196,393,016 円

オ 調査結果

契約保証金の納付書については、ほとんどの所管所属で納期限を記載せずに発行していた。また、一部の所管所属では、契約保証金納付後に落札者に提出を求める「契約保証金納付報告書」について、提出日の記載のない同報告書を保管していたもの、業務履行後に同報告書の提出を求めていたものがあった。このほか、契約書に基づく納入通知書を発行せず、納付書を発行していたものがあった。

残高確認については、一部の所管所属では、契約締結、解除等があった際には確認を行っていたものの、年度末の確認を行っていなかったものがあった。また、事務引継ぎについては、30年間の賃貸借期間の終了により返還する契約保証金について、口頭のみで引き継いでいたもの、更に、契約保証金の納付を受けた当該契約事務を別の所属に引き継いだにもかかわらず、財務会計システムでの所管替えの処理を行っていなかったものがあった。

(8) 入札保証金

ア 根拠法令

地方自治法施行令第167条の7第1項

イ 概要

一般競争入札による市有地及び保留地売払いにおいて、落札後の確実な契約締結を担保するために入札参加者に入札保証金として、入札額の5%以上の金額を納付してもらい、落札者の入札保証金は契約保証金へ充当し、落札者以外の入札保証金は還付する。

ウ 所管所属

財務部資産経営課、都市計画部区画整理課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額	18,596,000円
(うち令和元年度からの繰越額)	(0円)
令和2年度中払出額	18,596,000円
令和3年度への繰越額	0円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていたが、納付書に納期限を記載せずに発行していたものがあった。

(9) グリーンドーム前橋店舗敷金

ア 根拠法令

民法第622条の2第1項

イ 概要

グリーンドーム前橋店舗等賃借人から賃貸借契約書で規定した額を敷金として徴収し、契約終了又は契約解除の際に還付する。

ウ 所管所属

産業経済部公営事業課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額	8,180,000円
(うち令和元年度からの繰越額)	(8,180,000円)
令和2年度中払出額	1,740,000円
令和3年度への繰越額	6,440,000円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

6 保管金の概要と調査結果

令和3年3月31日時点の歳入歳出外現金のうち、財務会計システムの保管金の残高は111,465,841円であり、前年度の令和2年3月31日時点の残高114,541,890円と比較すると、3,076,049円の減少となっている。各保管金の概要と調査結果は次のとおりである。

(1) 所得税

ア 根拠法令

所得税法第183条第1項

イ 概要

職員等に支払う給与、報酬等から控除した源泉徴収所得税を受け入れ、翌月10日までに前橋税務署へ支払う。

ウ 所管所属

会計室

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	652,877,003 円 (38,393,720 円)
令和2年度中払出額	616,442,194 円
令和3年度への繰越額	36,434,809 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(2) 県民税

ア 根拠法令

地方税法第42条

イ 概要

納税義務者又は特別徴収義務者から個人市民税と合わせて納付された県民税分は、財務部収納課において、歳入歳出外現金へ振替を行い、当該納付があった月の翌月10日までに、会計室において払出命令書を作成し、群馬県に支払う。

ウ 所管所属

会計室

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	13,059,203,472 円 (0 円)
令和2年度中払出額	13,059,203,472 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(3) 住民税

ア 根拠法令

地方税法第321条の5

イ 概要

職員等の給与、報酬及び退職手当から控除された住民税を受け入れ、翌月10日までに該当する市町村に支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	787,910,600 円 (61,425,000 円)
令和2年度中払出額	725,539,300 円
令和3年度への繰越額	62,371,300 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていたが、受入事務について、納入通知書の発行が望ましいところ、納付書を発行していたものがあった。

(4) 市町村職員共済組合費

ア 根拠法令

地方公務員等共済組合法第115条

イ 概要

職員等の給与及び期末勤勉手当から控除された掛金及び負担金を受け入れ、毎月末までに群馬県市町村職員共済組合に支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	5,278,612,447円 (367,658円)
令和2年度中払出額	5,277,840,449円
令和3年度への繰越額	771,998円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(5) 市町村職員共済組合貸付弁済金

ア 根拠法令

地方公務員等共済組合法第112条第1項

イ 概要

正規職員の給与及び期末勤勉手当から控除された群馬県市町村職員共済組合が行う貸付事業及び物資事業に係る弁済金を受け入れ、毎月末までに同組合に支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	88,423,449円 (0円)
令和2年度中払出額	88,423,449円
令和3年度への繰越額	0円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(6) 公立学校共済組合費

ア 根拠法令

地方公務員等共済組合法第115条

イ 概要

教員(高校及び幼稚園)の給与及び期末勤勉手当から控除された掛金及び負担金を受け入れ、毎月末までに公立学校共済組合群馬支部に支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	140,555,221 円 (255,802 円)
令和2年度中払出額	140,555,221 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(7) 社会保険料

ア 根拠法令

健康保険法第161条第2項、厚生年金保険法第82条第2項

イ 概要

職員等の給与又は報酬から控除された社会保険料及び事業主負担分の社会保険料を受け入れ、これらを合算し毎月末までに厚生労働省年金局に支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課、教育委員会事務局総務課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	567,244,101 円 (4,525,146 円)
令和2年度中払出額	563,300,419 円
令和3年度への繰越額	3,943,682 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(8) 差押物件公売代金

ア 根拠法令

地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第115条第1項、第3項

イ 概要

差押物件の売却決定後、買受人が買受代金を納付するため、受け入れる。その後債権者である本市、群馬県、国等に配当を行い、それでもなお残余がある場合は滞納者へ還付する。

ウ 所管所属

財務部収納課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	5,141,800 円 (0 円)
令和2年度中払出額	5,141,800 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(9) 地方公務員災害補償金概算払負担金

ア 根拠法令

地方公務員災害補償法施行規則第42条

イ 概要

毎年4月に公務災害に係る概算負担金を歳計現金から受け入れ、地方公務員災害補償基金群馬支部に支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	26,051,087円 (0円)
令和2年度中払出額	26,051,087円
令和3年度への繰越額	0円

オ 調査結果

地方公務員災害補償基金群馬支部へ概算負担金を支払うために、歳計現金の競輪特別会計から負担金を本科目に振替で受け入れてから、概算負担金を払い出すべきところ、振替前に払出しを行っていた。

(10) 地方公務員災害補償金不足負担金

ア 根拠法令

地方公務員災害補償法施行規則第46条

イ 概要

毎年9月末までに前年度の人件費決算額に基づき、概算負担金の精算を行う。不足となった場合、歳計現金等から不足額を受け入れ、地方公務員災害補償基金群馬支部に支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	15,302円 (0円)
令和2年度中払出額	15,302円
令和3年度への繰越額	0円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(11) 雇用保険料

ア 根拠法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第19条

イ 概要

総務部職員課、教育委員会事務局総務課が算出した確定保険料(前年度)及び概算

保険料（当年度）を受け入れ、7月10日までに群馬労働局に支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課、教育委員会事務局総務課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	29,668,811 円 (542,183 円)
令和2年度中払出額	29,098,989 円
令和3年度への繰越額	569,822 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(12) 市町村職員共済組合費追加分

ア 根拠法令

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第96条

イ 概要

追加費用として歳計現金から受け入れ、群馬県市町村職員共済組合に支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	200,223,586 円 (0 円)
令和2年度中払出額	200,223,586 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(13) 差押債権取立金

ア 根拠法令

地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第67条第1項

イ 概要

差し押さえた債権を受け入れた後、債権者である本市、群馬県、国等に配当を行い、該当税目に充当する。それでもなお残余がある場合は滞納者へ還付する。

ウ 所管所属

財務部収納課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	250,246,513 円 (7,674,381 円)
令和2年度中払出額	242,971,158 円
令和3年度への繰越額	7,275,355 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(14) 差押債権取立金（保育料）

ア 根拠法令

児童福祉法第56条第6項、地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第47条、第128条、第129条、第131条、第132条

イ 概要

保育料の滞納者が金融資産などを保有している場合、差押えをしたものを保管金として受け入れ、保育料に充当する。

ウ 所管所属

福祉部子育て施設課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	86,800 円 (0 円)
令和2年度中払出額	86,800 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(15) 差押債権取立金（介護保険料等）

ア 根拠法令

介護保険法第22条、第144条、地方自治法及び地方税法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第47条、第128条、第129条、第131条、第132条

イ 概要

保険料の滞納者や不正行為により保険給付を受けた者が金融資産などを保有している場合、差押えをしたものを保管金として受け入れ、保険料又は介護給付費返納金に充当する。

ウ 所管所属

福祉部介護保険課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	342,996 円 (0 円)
令和2年度中払出額	342,996 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(16) 差押債権取立金（後期高齢者医療保険料）

ア 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律第113条、地方自治法及び地方税法の規定によ

りその例によることとされる国税徴収法第47条、第128条、第129条、第131条、第132条

イ 概要

保険料の滞納者が金融資産などを保有している場合、差押えをしたものを保管金として受け入れ、保険料に充当する。

ウ 所管所属

健康部国民健康保険課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	2,390,395 円 (0 円)
令和2年度中払出額	2,376,320 円
令和3年度への繰越額	14,075 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(17) 差押債権取立金（生活保護徴収金）

ア 根拠法令

生活保護法第77条の2第2項、第78条第4項、国税徴収法第47条、第128条、第129条、第131条、第132条

イ 概要

徴収金の滞納者が金融資産などを保有している場合、差押えをしたものを保管金として受け入れ、徴収金に充当する。

ウ 所管所属

福祉部社会福祉課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	212,520 円 (0 円)
令和2年度中払出額	212,520 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(18) 労災保険料

ア 根拠法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第19条

イ 概要

総務部職員課、教育委員会事務局総務課が算出した確定保険料（前年度）及び概算保険料（当年度）を受け入れ、7月10日までに群馬労働局に支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課、教育委員会事務局総務課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	4,774,746 円 (0 円)
令和2年度中払出額	4,774,746 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(19) 財形貯蓄

ア 根拠法令

勤労者財産形成促進法第6条

イ 概要

職員等の給与から控除したものを受け入れ、当月分を同月25日に各金融機関へ支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	198,037,000 円 (0 円)
令和2年度中払出額	198,037,000 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(20) 電子証明書発行手数料

ア 根拠法令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第3項

イ 概要

地方公共団体情報システム機構から徴収及び保管を委託されているマイナンバーカード再発行に係る電子証明書発行手数料について、申請者から徴収したものを受け入れ、地方公共団体情報システム機構からの請求に基づき、毎年4月末頃に前年度分の手数料を支払う。

ウ 所管所属

市民部市民課

エ 令和2年度中の受払状況

(財務会計システム上の金額) (市民課の整理している金額)

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	124,600 円 (38,000 円)	126,400 円 (39,200 円)
令和2年度中払出額	39,800 円	39,800 円
令和3年度への繰越額	84,800 円	86,600 円

オ 調査結果

上表のとおり財務会計システム上の金額と市民課の整理している金額とに差異があり、これは支払先である地方公共団体情報システム機構の取扱いによるものであった。

(21) 高等学校授業料就学支援金

ア 根拠法令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条、第7条

イ 概要

高等学校の生徒への、授業料の支援を目的とする就学支援金を群馬県から受け入れ、振替処理により、該当生徒の授業料に充当する。

ウ 所管所属

教育委員会事務局学校教育課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	74,830,200 円 (0 円)
令和2年度中払出額	74,830,200 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(22) 個人型確定拠出年金掛金

ア 根拠法令

確定拠出年金法第70条

イ 概要

在職派遣職員等で給与から個人型確定拠出年金の掛金が控除できない職員等の掛金を受け入れ、国民年金基金連合会に支払う。

ウ 所管所属

総務部職員課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	288,000 円 (0 円)
令和2年度中払出額	288,000 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

(23) 災害義援金

ア 根拠法令

地方自治法施行規則第12条の5第2号

イ 概要

本市で大規模な災害が発生した場合に、生活支援として全国から寄せられる義援金を受け入れ、被災者に配分する。なお、本災害義援金は、令和元年台風第19号の義援金であり、令和2年度で事業は終了した。

ウ 所管所属

福祉部社会福祉課

エ 令和2年度中の受払状況

令和2年度中受入額 (うち令和元年度からの繰越額)	1,320,000 円 (1,320,000 円)
令和2年度中払出額	1,320,000 円
令和3年度への繰越額	0 円

オ 調査結果

概ね適正に処理されていた。

第10 意見及び要望

本市における歳入歳出外現金の取扱い及び管理状況について、各所属から提出された調査票及び関係資料の確認並びに現場実査の結果を述べてきたが、事務の改善や検討を要する事項があったので、今後の事務執行に当たっては、以下の事項に留意しながら、改善に向けた積極的な取組を求めるものである。

1 個別的事項

(1) 歳入歳出外現金の管理について

ア 残高確認について

残高確認について、歳入歳出外現金に変動が生じたとき以外には確認を行っていないものがあった。

財務規則第142条第2項では「歳入歳出外現金等の年度末における残高は、翌年度に繰り越すものとする」と規定していることから、歳入歳出外現金を財務会計システムのみで管理している所管所属は、財務会計システムの「歳計外整理簿」上の残高が正しいことを確認し、また、財務会計システムのほか専用システム及びエクセル等で管理している所管所属は、この確認に加え、同整理簿と専用システム等の残高が一致していることを確認し、年度末残高を翌年度に繰り越すよう改善されたい。

また、平成26年度から28年度においては、会計室が年度末に「歳入歳出外現金の確認について」を通知し、該当所属で保管している歳入歳出外現金の残高と財務会計システム上の残高との突合及び未処理伝票の確認を求めている。この通知は、所管所属における年度末の残高確認を促すとともに、滞留金や不明金の発生を未然に防ぐなど歳入歳出外現金の管理のための有効な手段の一助であると考えられることから、会計室においては、所管所属長に対して、改めて同通知の趣旨を継続して周知するよう要望する。

イ マニュアルの整備及び事務引継ぎについて

マニュアルについて、歳入歳出外現金の取扱い件数が少ないなどの理由により、整備していない所管所属が多数あった。しかし、マニュアルは適切な事務処理のための有効な手段であることから、未整備の所管所属はその整備に努められたい。また、人事異動等に伴う後任者への事務引継ぎが不十分な状況も見受けられたことから、マニュアルを活用するなど事務引継ぎを確実にを行い、適正な管理が継続されるよう努められたい。

ウ 所管替えについて

契約保証金の納付を受けた当該契約事務を別の所属に引き継いだにもかかわらず、財務会計システムでの所管替えの処理を行っていない所管所属があった。所管替えを行う所管所属は、適時に処理を行い、適切な所属の保管となるよう改善されたい。

(2) 受入れ、払出し及び振替に関する事務について

ア 契約保証金及び入札保証金の納付書について

抽出で確認した契約保証金の納付書において、ほとんどの所属で納期限を記載せずに発行していた。これは、契約監理課が職員向けに周知している納付書の作成例において「納期限は空欄で構わない」としていることも要因と思われる。契約保証金の納付がなければ契約を締結できないことから、適時の納付による契約事務の円滑な遂行を確保するためにも、契約監理課及び所管所属においては、納期限を記載するよう改善されたい。また、抽出で確認した入札保証金においても、納付書に納期限を記載せず発行していたため、契約保証金と同様に納期限を記載するよう改善されたい。

イ 契約保証金納付報告書について

物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約保証金取扱要領第6条第1項において、落札者が現金の納付による契約保証を選択した場合は、現金による契約保証金を納付後に「契約保証金納付報告書」を提出させるものとしているが、提出期限は明確になっていない。このため、同報告書を抽出で確認したところ、提出日の記載がなく、いつ提出されたか不明なものや業務完了後に提出を求めていたものがあつた。

契約保証金の納付がなければ契約を締結できないため、契約締結日以前に同報告書が提出される必要があるものと考えことから、同要領第6条第1項の規定に報告書の提出期限を明記するよう改善されたい。

ウ 払出し及び振替について

歳計現金から歳入歳出外現金への振替後に、元々歳入歳出外現金に保管していた現金と合算した金額を債権者へ支払うべきところ、歳計現金からの振替前に払出しを行い、その結果、当該歳入歳出外現金の残高より多い金額を払出ししているものがあつた。歳計現金を歳入歳出外現金への振替後に払出しをするものは、その取扱いに留意されたい。

2 総括

本監査では、歳入歳出外現金の取扱い及び管理状況を調査票や聴取り調査により確認するとともに、一部の所管所属については現場実査を行ったが、本市で保管する歳入歳出外現金は、地方自治法第235条の4第2項にのっとり、全て法令の規定により保管されていることが確認できた。しかし、財務規則第142条第2項において、「歳入歳出外現金等の年度末における残高は、翌年度に繰り越すものとする」と規定しているにもかかわらず、年度内に歳入歳出外現金の変動がないものは、年度末に残高確認を行わずに、翌年度に繰越処理をしているものや、繰越後の新年度に入ってから残高確認を行っているものが複数あった。歳入歳出外現金における滞留金や不明金の発生を未然に防ぐためには、当該年度中に変動がなかった場合においても、当該年度末の残高を確認し、翌年度への繰越金額を明確にしておくことが必要であると考えられる。

歳入歳出外現金は、比較的長期間の保管を行うことが多い保証金、一時的な預かりで短期間のうちに払出しされるものが多い保管金に区分されるが、特に長期間の保管を行うことが多い保証金は不明金等となるリスクが高く、チェック体制等の内部統制機能の強化が求められる。本監査で確認した契約保証金の中には、賃貸借期間が数十年の長期間に及ぶ契約もあったが、人事異動等による職員間の事務引継ぎについて、文書による引継ぎではなく、口頭による引継ぎで済ませている所属があった。特に長期間の管理を要する保証金は、マニュアルの整備及び事務引継書による職員間の引継ぎが、不明金等の発生を防ぐ有効な手段の一つであると考えられる。また、マニュアル整備においては、取扱い件数が少ないため、歳入歳出外現金の動きが数年に一度程度であるためなどの理由により整備していない所管所属もあった。

職員の人事異動等による担当者の変更もあることから、歳入歳出外現金の存在を失念せず、適正に保管するためにマニュアルを整備し、マニュアルに基づいた事務執行や残高確認等を行うことが必要である。また、人事異動等の際の事務引継ぎは、文書による引継ぎを行うとともに、担当職員だけではなく管理職も含めて引継ぎを行うなど内部統制に配慮することが、滞留金や不明金の発生リスクを生じさせない上で必要であると考えられる。

歳入歳出外現金は、市の所有に属さない、法令の規定により市が一時的に預かる現金であるが、その出納及び保管は、地方自治法施行令第168条の7第3項において、歳計現金の例により行わなければならないと規定している。また、財務規則第143条においても、受入手続は、歳入の例により受け入れるものと規定しており、歳計現金に準じた厳正な事務処理を行うことが求められている。

このことから、歳入歳出外現金を取り扱う所管所属は、市民等の現金を保管していることによる事務処理の重要性を再認識するとともに、会計室においては、各所管所属で不明金や支払い遅延等が発生し、市民や債権者からの信頼を損なうことのないよう、所管所属への助言、指導を一層強化し、本市の歳入歳出外現金の適正管理に努められることを要望するものである。